

お客さま各位

令和 8年 4月  
中栄信用金庫

### Bank Pay 取引規定の改定について

平素は、中栄信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、Bank Pay において取引内容に変更がありましたので、Bank Pay 取引規定を以下のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまも適用となります。

#### 《Bank Pay 取引規定の変更箇所一部抜粋》

改定前	改定後
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>(追加)</u></p> <p>(4) 前項 <u>(追加)</u> の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>(4) 前項 <u>第2号</u> の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>

改定前	改定後
<p data-bbox="209 286 600 320">第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p data-bbox="209 383 400 416">13. (適用範囲)</p> <p data-bbox="209 432 791 510">本章の規定は、当金庫が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」</p> <p data-bbox="209 526 791 748">(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>(追加)</u></p> <p data-bbox="225 954 304 987"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="225 1576 304 1610"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="703 1816 791 1850">以上</p> <p data-bbox="480 1865 791 1899"><u>(2023年9月1日現在)</u></p>	<p data-bbox="815 286 1206 320">第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p data-bbox="815 383 1007 416">13. (適用範囲)</p> <p data-bbox="815 432 1398 510">本章の規定は、当金庫が提供する<u>(削除)</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」</p> <p data-bbox="815 526 1398 893">(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</u></p> <p data-bbox="815 954 1294 987"><u>26. (特定用途送金に関する留意事項)</u></p> <p data-bbox="815 1003 1398 1514"><u>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。</u></p> <p data-bbox="815 1576 1398 1753"><u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ(「ことら送金」利用者はこちら&gt;使い方&gt;ことら送金)を確認してください。</u></p> <p data-bbox="1310 1816 1398 1850">以上</p> <p data-bbox="1070 1865 1398 1899"><u>(2026年4月26日現在)</u></p>